

## 浄化槽維持管理費補助制度の改正について

2016年5月に策定しました「町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画」に基づき、市内の公共用水域における水質改善を図るため、浄化槽の維持管理に係る補助制度の「町田市単独処理方式浄化槽及び小型合併処理方式浄化槽清掃事業補助金交付要綱」を「町田市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」に改正し、2017年4月1日に施行します。

### 【改正の理由・目的】

浄化槽の処理水は、清掃のみではなく、保守点検や法定検査も実施することによって良好な状態を維持することができます。

これまでは、補助制度のある「清掃」のみ実施する方が多く、浄化槽の適切な維持管理がされているとは言えない状況にありました。そこで、補助制度を見直し、浄化槽法による三大義務（清掃・保守点検・法定検査）全てを実施した浄化槽管理者に補助する制度に変更することで、更なる水質改善を図っていきます。

【施行日】 2017年4月1日

### 【変更点】

	改正後	改正前
補助金名	町田市浄化槽維持管理費補助金	町田市単独処理方式浄化槽及び小型合併処理方式浄化槽清掃事業補助金
補助要件	清掃・保守点検・法定検査を全て実施	清掃を実施
補助金額	合併処理浄化槽 20,000円 単独処理浄化槽 15,000円 未届浄化槽 10,000円 （※浄化槽の届出の有無・処理方式ごとの上限額）	合併処理浄化槽 平均 10,000円 単独処理浄化槽 平均 9,000円 未届浄化槽 5,000円 （※浄化槽の届出の有無・処理方式・容量により異なる）
補助金申請方法	浄化槽管理者が申請書及び必要書類を添えて提出	浄化槽清掃業者が委任状を添えて提出
補助金の交付方法	浄化槽管理者の口座へ振込	浄化槽清掃業者の口座へ振込
要綱名	町田市浄化槽維持管理費補助金交付要綱	町田市単独処理方式浄化槽及び小型合併処理方式浄化槽清掃事業補助金交付要綱